

平成29年度第2回青森県公共事業再評価等審議委員会

日 時 平成29年12月8日（金）
13：30～16：20
場 所 青森国際ホテル 3階「孔雀の間」

【1 開会】

(司会)

ただ今から「平成29年度第2回青森県公共事業再評価等審議委員会」を開会いたします。本委員会の会議は、青森県公共事業再評価等審議委員会運営要領第2第2項の規定により、委員の半数以上の出席が必要となりますが、本日は9名の委員中、5名に御出席いただいておりますので、会議が成立しますことを御報告申し上げます。

それでは、議事進行につきましては、委員会設置要綱の規定に基づき委員長にお願いいたします。

[基本的事項の確認]

(阿波委員長)

本日は、委員の皆様におかれましては、12月のお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

第1回の委員会から6か月ほど経過してしまったため、少し、頭の中から抜けているところがあるかと思いますが、少しずつ確認しながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、議事に入る前に委員会の基本的な事項について確認させていただきます。

まず、この会議は、委員会運営要領第3に基づき公開といたします。

続きまして、審議内容は資料と共に事務局の企画調整課で公表・縦覧します。議事録の公表にあたっては、各委員の了解を得て行うことといたします。

続いて、委員会に関する報道機関等の取材対応は委員長に一任くださるようお願いいたします。

以上、委員の皆様のお協力をお願い申し上げます。

[審議の進め方の確認]

(阿波委員長)

続きまして、本日の審議の進め方を確認します。

本日の議題は、お手元の次第のとおり5つの項目でございます。

最初の議事、再評価に関する審議につきましては、前回の委員会で、委員会意見について継続8事業、計画変更2事業とする県の対応方針（案）どおりとすることを決定しております。

した。前回の委員会で修正があった調書及び整理番号H29-10の調書の修正につきまして、事務局と担当課から改めて御説明いただき、内容を確認させていただきます。

次に議事の(2)、知事に提出する再評価に関する意見書のとりまとめを行います。

続いて議事の(3)、事後評価結果の審議を行います。

皆様、既に御承知のことかと思いますが、事後評価につきましては、事業完了後5年を経過したものについて、その事業効果や環境への影響などを確認し、必要に応じて改善措置の検討を行うものでございます。今後の同種の事業の計画等に反映させていただくというものでございます。

昨年度の当委員会において選定した3事業につきまして、担当課から評価結果について説明していただいた後、評価結果の妥当性等について審議を行います。

その後、県が行った事後評価の内容について、委員会としてどのように考えるかを整理して、再評価と同様、知事への意見書を提出いたします。

最後に議事の(5)でございます。平成30年度の事後評価対象事業の選定を行います。

今年度の委員会は、本日を最後の審議とするスケジュールで進めてきておりますので、委員の皆様には御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【2 議事】

≪(1) 再評価事業に係る審議≫

(阿波委員長)

それでは、議事の(1)再評価事業に関する審議に入ります。

最初に再評価調書の差し替えについて事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、調書等の差し替えについて御説明いたします。

お手元の資料5の後に調書の差替を配付しています。最初に、前回の委員会で修正がありました「平成29年度再評価対象事業一覧」について差し替えをお願いします。修正となる箇所は、6番の事業の「平成36年度まで」という修正、7番の事業が「平成30年度まで」という修正、10番の事業の全体事業費が「428万2千円」に修正になります。これらは前回の委員会で、そのように修正するよう確認していただいていたいました。

次に再評価の調書についても修正がございます。

まず、H29-1です。今回修正になるのは裏面で、差替調書では赤で表示させていただいております。一番下の方に「地震・津波対策の設計基準の見直し」という言葉を加えさせていただいたところ、「純便益」と記載していたところが「費用便益比」に修正になります。これも前回の委員会で、そのように修正するよう確認していただいていたいました。

次は、H29-3です。こちら修正箇所は裏面になります。差替調書の一番下の方に「防災便益の新たな導入」というところの導入年度です。修正前は「平成18年10月」となっ

ておりましたが、「平成21年2月」に修正させていただいているところでございます。

次は、H29-4です。こちらも裏面になります。差替調書の赤で書いてある部分を「再評価時」、「再々評価時」に修正しております。修正前は、「当初計画時」、「再評価時」という表記になっておりました。

次は、H29-5です。こちらも裏面に修正がございます。一番下のところで「防災便益の新たな導入」についての導入時期を「平成21年2月」と明記したということになっております。

次がH29-6です。これも裏面に修正箇所がございます。 (3) 費用対効果分析の要因変化という大きな区分の中に地域修正係数、あるいは修正総便益、修正費用便益比というところに赤で「-」(バー)と記載しています。修正前は、地域修正係数を「1.000」と記載し、修正総便益を「7,824」と記載しておりましたが、実際には、当初計画時には、地域修正係数を用いた分析は行われていないため、「-」(バー)という形で表記させていただきました。他の調書も同じような表記になっているので、その記載を合わせた方がよいという意見をいただきましたので、修正させていただきました。

次は、H29-7です。これも裏面に修正箇所がございます。先ほども出てきましたけれども、「再評価時」、「再々評価時」という形で前回の比較する区分の時点を正しいものに修正しました。そして、下の方に「事業費の増加に伴う費用便益比の減少」ということで書いておりますけれども、修正前は「供用時期の遅れに伴う便益の減少」というような形でございましたものを修正させていただきました。

H29-10の差替については、所管課からの説明になります。事務局からは以上です。

(阿波委員長)

ありがとうございました。

それでは、調書の修正について、通して説明いただきたいと思います。引き続き整理番号H29-10の調書について修正があるということでございますので、担当課の都市計画課から説明をお願いいたします。

(都市計画課)

前回の委員会で御審議いただきました、整理番号H29-10「3・4・2号西滝新城線道路改築事業」の調書の修正について御説明いたします。

調書をめくっていただきまして裏面になります。中ほどにございます「(3)費用対効果分析の要因変化」についてでございます。

まず、この費用対効果分析の要因の変化の表の中の便益項目(B)の(4)に赤書きで、「冬期便益」と記載している部分でございますが、こちらは前回の委員会で御説明いたしましたとおり、配布済の調書では空欄となっておりますので、追加記入したものでございます。

また、その右隣になりますけれども、当初計画時は県独自の評価が交付金事業に適用される前であったため、前回の調書では、この冬期便益の金額欄を空欄としておりました。各事業、他の調書との統一性を図るという観点から、ここに赤で「-」（バー）を追加記入したものでございます。

続きまして、この欄の一番下でございます、「計画時との比較」のところになります。前回の委員会では、「当初計画時に対し電線共同溝の整備費用の追加などで事業費が増加したことなどにより、費用便益比 B/C が当初計画時の「1.40」から「1.20」に低下しておりますので、評価をbとしております。」と御説明申し上げ、調書にも費用便益比の主な減少要因を記載するとともに、評価を「b」としていたところでございます。

一方、前回の委員会で他の各事業別の説明の前に行われておりました費用対効果全般に関する質疑応答におきまして、事務局から説明があったとおり、平成22年度以降の県単独事業及び交付金事業による道路整備事業につきましては、地域修正係数を用いた修正費用便益手法を導入し、評価を実施しているところでございます。

西滝新城線の街路事業は、交付金事業で実施している道路改築事業でございますので、再評価時においては、正しくは修正費用便益比により算出した値と比較して評価すべきところでございました。すなわち、再評価時の費用便益比は、上の方に、その数字の上の方にあります表の費用便益（ B/C ）の欄における当初計画時1.40に対し、そのすぐ右隣にございます再評価時の費用便益比1.20と比較するのではなく、正しくは、この数値のすぐ下でございます修正費用便益比 B^*/C の1.72と比較して評価をすべきところでございました。これによりまして、費用便益比は当初計画時の1.40に対して、今回1.72に増えることとなりますので、前回の調書で計画時との比較における要因変化の欄に記載しておりました主な減少要因に関する記載を削除いたしまして、主な増加要因のみを記載とするとともに、費用便益比が増加することから、「計画時との比較」の評価を「b」から「a」に修正させていただきたいと考えております。

そして、この結果によりまして（3）費用対効果の要因変化の右上にございます評価につきましても、「B」から「A」に修正させていただきたいと考えております。

また、これに伴いまして、次のページ、調書の3枚目の下の方の「3 対応方針」の「評価理由」について、「費用対効果分析の要因変化の項目がBであるものの、」としておりましたところを今回、赤書きでお示ししておりますとおり、「全ての項目がA評価であることや、」に修正させていただきたいと考えております。

なお、対応方針につきましては、全ての項目がA評価となりますことを踏まえまして、前回と変わらず継続としてございます。

私共の手違いによりまして、再度、御確認いただくことになりまして大変申し訳ございませんが、修正について御了解いただきたいと存じます。

以上でございます。

(阿波委員長)

説明、ありがとうございました。

ただ今の再評価に係る調書の修正につきまして、前回の委員会で御確認いただいた点と、担当課から、改めて資料の調書の修正についてお申し出があったというものでございます。

ただ今の御説明に対しまして委員の皆様から御質問などございましたらお願いいたします。

調書の修正の内容、あるいは、それ以外の事業についても、少し時間が経っておりますので、もう一度御確認いただいて、もし御質問、御発言があればお願いいたします。

(渡辺委員)

調書の表を見ますと、費用便益比の中で、当初計画時に B^{\wedge}/C の値が入っていないのはどういう意味でしょうか。

(都市計画課)

H29-10に関しましては、当初計画時が平成19年度でございますので、その時点では修正係数の考え方がなかったということでございます。

そのために、その時点で修正係数を用いた便益というのは計算していなかったということでございます。

(渡辺委員)

他の資料を見れば入っているところもありますが。

(都市計画課)

他の表で入っているところは、修正係数を用いることになって以降に着手した事業ということになります。

(渡辺委員)

ただ、ちょっと、説明で気になるのは、 B/C で1.4だったのが、今、そのまま比較すれば「1.2」に下がった評価だったと前回出されたものを、今度は、この「1.4」を、 B^{\wedge}/C と比較して増えていると評価するというわけですね。

(都市計画課)

はい、そうです。

(渡辺委員)

果たして、だから、その増えた理由が何なのかというと、それは修正係数を使うか使わな

いかだけのことなんじゃないですか。

(都市計画課)

そういうことになります。

(渡辺委員)

そういうことであれば、基本的に費用対効果がそれだけ増えたとはいえないのではないですか。

(都市計画課)

検討すべき便益について、考え方が変わったというところです。便益となる部分が多くなったということで、結果的に便益が上がったということになると考えます。

(渡辺委員)

それは、「1. 4」と「1. 72」を比較するという意味ではないですよ。

結果的に、この「1. 72」だから、普通の評価をしても費用対効果があるという説明であればいいのですが、「1. 4」と比較して「1. 72」まで上がったというのは、ちょっと説明がおかしい気がします。

(阿波委員長)

そういう考えで私もいいと思っております。

(渡辺委員)

それであれば、よいです。

(都市計画課)

すみません、説明不足で申し訳ございませんでした。

(阿波委員長)

その他、委員の皆様から御発言、御質問ございませんでしょうか。

前回の委員会の中では、「県の対応方針（案）に対する委員会の意見」は、「県の対応方針（案）のとおり」と決定しておりますが、ここで改めて委員の皆様何か御発言、御質問があればお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

<質問等なし>

(阿波委員長)

特に御質問、御発言がないということでございますので、前回の委員会で決定しておりました「県の対応方針（案）のとおり」とさせていただきますこととします。

ありがとうございました。

《（２）再評価に関する意見書とりまとめ》

(阿波委員長)

続きまして、（２）の議事に入りたいと思います。再評価に関する意見書のとりまとめでございます。資料３の意見書をお開きください。

１枚目が知事への意見書の提出の鑑の文章でございます。

めくっていただきまして、２枚目からが再評価に関する意見書となります。まず、表紙があります。めくっていただいて３ページ目が目次になります。

さらにめくっていただきまして４枚目が、今年度、審議いただきました１０事業に対する委員会の意見の一覧となっております。御覧いただきますように、継続が８事業、計画変更が２事業となっており、いずれも県の「対応方針（案）どおり」という意見となっております。もう１枚めくってください。

最後でございますが、こちらが青森県公共事業再評価等審議委員会の委員の皆様の名簿と、その下に今年度の審議の経過を示してございます。

特に、ここで皆様方の御意見を頂戴したいのが、４枚目の「委員会の意見」でございます。この中に「附帯意見」という欄がございます。あらかじめ、事務局の方から委員の皆様に「もし附帯意見があれば事前に出していただきたい。」というお話もあったかと思いますが、特に御意見がないようでしたが、本日、改めてこの附帯意見の有無について確認させていただきます。

もし、この１０事業につきまして、委員会として附帯意見を付けるといったような内容がございましたら御発言いただければと思います。よろしく願いいたします。

特に、これまでも大きく、審議上問題となったような事項もございませんでしたので、このとおり附帯意見なしということでもよろしいのかと思いますが。

(丹治委員)

個別の事業ではございませんけど、全般の話として、今の２年か３年くらい前に、事業計画の何かが改定になり、これから人口が減っていくので、計画を改定、見直しをするごとに便益が減る可能性が高いような気がします。

先ほどのところで、個別の地区を見させていただくと、増えているところも減っているところもあって、その辺の効果が何とも分からないですけども。

それによる、今後の見直しみたいなものを全般的に来年以降、検討していただく方がいいのかどうなのかというのが、ちょっと引っ掛かりました。

今の修正資料にも、前の再評価と再評価とありますけど、その間でそういうふうな問題が出てきたのかどうか、何か情報があれば伺って、少し考えたいと思いますがいかがでしょうか。

(阿波委員長)

必ずしも、便益という指標で事業を見ていきますと、どうしてもそういった問題というものははらんでくるのではないかなと思います。

そういったことから、必ずしも便益だけではなくて、もう少し総合的に事業の必要性を見ていきながら判断していくというところも必要なのではないかなと思っております、そのように、その便益では何を見て、その他の全体的な評価として、我々がどういうふうに判断していくかということになるのではないかなと思います。

その便益の考え方について、もし、今後見直しが必要なのであれば、それは、この委員会とは別の委員会になると思うのですが、検討が必要になってくるのではないかなと思います。そういったことを念頭に置きながら、今後、この調書を見ていく必要があるのではないかなと思っております。

(丹治委員)

分かりました。では、特に意見としてはよろしいと思います。

(阿波委員長)

丹治委員のご発言が議事録に残ると思います。

それでは、今回の委員会意見につきましては、この原案どおりとさせていただきますが、よろしいでしょうか。

<意見なし>

(阿波委員長)

ありがとうございます。それでは、原案どおり、再評価に関する委員会意見を決定したいと思います。

これらの調書につきましては、近日中に委員の皆様にも最終形の意見書としてまとめたものをお送りして、再度改めて確認をいただいた上で、知事へ提出したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

《(4) 事後評価結果の審議》

それでは続きまして、議事の(3)事後評価の結果の審議を行います。

昨年度、この委員会の中で3つの事後評価の事業を選定してございます。

担当課から評価結果の内容説明をいただいた後、その評価結果の妥当性等について審議を行いたいと思います。質疑は事業ごとに行います。

今回、丹治委員から事後評価全般についての質問と来年度の事後評価候補調書についての意見がございました。

最初に事務局から丹治委員の事後評価全般についての御質問への回答をお願いいたします。事務局からお願いいたします。

(事務局)

それでは、丹治委員の御質問に対する回答をさせていただきます。

資料4の1ページを御覧ください。

丹治委員の方からは、事後評価全般についての御質問ということで、質問の1-1、1-2をいただいています。

質問の1-1についてですが、事後評価調書の1ページ目を見ていただければ分かるのですが、中ほどに総事業費が記載されています。その事業費の増減についてと、費用対効果分析の費用を算出する際のデフレーター基準年、社会的割引率について明示した方が良いのではないかというような御質問がございました。これについての説明をこの資料4の3ページ以降になるんですけども、付けさせていただきます。各事業について、それぞれ総事業費の増減理由、あるいは基準年ということで記載させていただきます。

この内容につきましては、各調書の説明を各課の方からさせていただきますので、その際に併せて説明していただくというようなことにさせていただきます。と思っております。

また、資料4の1ページにお戻りいただいて、質問1-2につきましては、事後評価の目的についてということで、丹治委員の方からは、総事業費の抑制が第一ですか。というようなお話もございましたけども、この事後評価の目的につきましては、公共事業事後評価の実施要綱の1番目に、この評価の目的ということで記載しております。事業終了後の事業の効果、環境への影響の確認、事後評価の結果を同種事業の計画調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映するようにはしておりますので、総費用の抑制が、必ずしも第一ではないということで御理解いただければと思っております。以上でございます。

(阿波委員長)

ありがとうございます。

それでは、来年度の候補の調書についての質問に入っていきたいと思いますが、先ほどの事務局からの御説明に対しまして、丹治委員の方から何か、それに対してコメントや改めての御質問はございますか。

(丹治委員)

今のページ1については、特にございません。次のページはこれからですよね。

(事務局)

次のページの質問は、候補調書の中身に関する御質問ということでございますので、議事の5番目として選定候補事業の説明を各課からする中で、その中身について御回答させていただければと思います。よろしくをお願いします。

(阿波委員長)

それでは、個別の説明の方に入っていきたいと思います。

まずは、漁港漁場整備課から御説明をお願いいたします。

[①漁港漁場整備課事業（事後評価H29-1）の審議]

(漁港漁場整備課)

事後評価H29-1をお開きください。整理番号1番を説明いたします。

事業の概要です。事業種別は水産基盤整備事業、事業名は水産生産基盤整備事業、箇所名は下風呂地区です。事業主体、管理主体は県で、事業方法は国庫補助事業です。

財源負担区分は、国が50%、県が40%、村が10%です。

事業の背景・必要性ですが、本地区は、低気圧や台風による波浪により、航路や港内の静穏度が悪いうえ、慢性的な係船岸不足のため陸揚げ作業や操船に時間を要するなど、効率性の低い漁業形態となっていました。この状況を改善するため、外郭施設や係留施設を整備し、漁業活動の効率化などを推進することにより、水産物の安定供給を図ることなどを目的としました。

主な事業内容は、外郭施設が5施設452m、水域施設が2施設4,300㎡、係留施設が3施設250m、道路168m、漁港施設用地8,700㎡となっております。

想定した事業効果は、水産物生産コストの削減効果として、防波堤などの整備により港内の静穏度が向上し、出漁準備、陸揚げ作業など、労働時間の短縮のほか、漁業就労者の労働環境改善効果として、漁港施設の整備により、漁業作業などの労働環境が改善される効果となっております。

事業の実施経過と総事業費ですが、ここで先ほど説明がありました資料4の3ページにあります丹治委員からの総事業費の増減理由についての御質問と併せて説明させていただきます。事業着手が平成14年度、事業完了が平成24年度です。この間、平成18年度再評価時の総事業費22億円は、当初計画の内容と変更がないため同額となっております。

平成19年3月の第1回計画変更は、当時、海象状況の変化を踏まえ、平成17年度青森県沿岸漁港沖波調査結果に基づき、港内の静穏度の検証を行った結果、沖防波堤を更に東側に延伸する必要性が出てきたため、整備施設の配置を見直しし、港内に突堤を整備することで地元と調整が図られたため、総事業費が22億円から21億9,000万円に減額となって

います。

事後評価時の総事業費は、第1回計画変更時の21億9,000万円に対し、実績事業費が20億1,600万円となっております。

特記事項として、平成18年度に再評価を実施しておりますが、対応方針は継続とされ、附帯意見はなしでした。

次のページをお開きください。事業完了後の状況です。社会経済情勢等の変化は、現在、当地区及び風間浦村で取り組んでいる地域団体登録商標「風間浦鮫鱈」による地域ブランドの適切な保護及び水産業の競争力の強化や下風呂温泉郷とタイアップした漁業体験ツアーや風間浦村鮫鱈祭りなどの会場として利用することによる観光客と漁村の人々の交流の場として、漁村の賑わいの創出に寄与しています。

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化は、平成18年度の再評価時点に比べ、漁業者の平均労務単価が時間あたり1,379円から1,973円に増加しておりますが、登録漁船数が約3割減少したことにより、費用便益比率が再評価時の1.65から今回の事後評価においては1.15に減少しています。

ここで、丹治委員からの総費用算定のデフレーター及び社会的割引率の計算の基準年についての御質問について説明させていただきます。

最新の漁港デフレーター「2016漁港・漁場・漁村ポケットブック」を参照しており、デフレーターを算定の基準年は平成27年としております。

また、社会割引率は、「水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン 平成29年4月改定」の4%としており、算定の基準年は平成29年としております。

事業効果の発現状況は、水産物生産コストの削減効果として、港内静穏度が悪いため陸揚げ待ち時間や陸揚げ作業に時間を要していましたが、当事業により、これらの時間ロスが解消されております。

達成度に関するアンケート結果では、防波堤などの整備に伴い静穏度が確保されたことにより、漁港利用の安全性及び陸揚げ作業などの効率性の向上について「達成」、「おおむね達成された」と回答した人の割合が約97%となっております。

労働環境改善効果としては、港内静穏度が確保されておらず、港内での作業においては、危険が伴うことから、常に注意を要していましたが、当事業によりこれらの危険な作業が解消されております。

達成度に関するアンケート結果では、物揚場や用地などの整備により出漁準備作業、漁具補修作業などの安全性及び効率性の向上について、「達成」、「おおむね達成された」と回答した人の割合が約97%となっております。

必要度に関するアンケート結果では、下風呂漁港の整備事業の必要性について、「必要」、「おおむね必要であった」と回答した人の割合は100%となっております。

事業により整備された施設の管理状況は、漁港管理者である県が維持管理を行っており、清掃、見回りなどの日常管理については、漁協に協力を依頼しております。

管理状況に関するアンケート結果では、「適切」、「おおむね適切」と回答した人の割合が約97%となっております。

事業実施による環境の変化は、環境影響への配慮として、工事現場周辺の水産動植物などへの影響を防止するため、浚渫及び埋立工事の際に事前に底質の分析試験を行ったほか、水中コンクリートによる護岸工事の際に汚濁防止膜を設置して水質の汚濁防止に努めております。

その他の環境変化として、環境変化に関するアンケート結果では、「よくなった」、「ややよくなった」と回答した人の割合は約98%となっております。

まとめとして、改善措置の必要性は、事業の認知度に関するアンケート結果では、「知っている」と回答した人の割合が約97%となっており、殆どの利用者が下風呂漁港の整備事業の内容や目的を知っていました。

改善点に関するアンケート結果では、「改善点がある」と回答した人の割合が約78%となっており、「改善点はない」の約18%を大きく上回っています。

具体的な意見としては、「台風時などに越波する箇所の改善」に関するものであり、今後は、公共事業で整備可能な設計波の考え方などについて漁業者への説明と理解を得る必要があると考えております。

再度の事後評価の必要性については、先ほど、改善措置について今後状況を確認し、適切な対応していく必要はありますが、事業効果の発現状況にあるとおり、全体的として事業目的におおむね達成されており、再度の事後評価は必要ないものと考えております。

今後に向けた留意点は、同種事業の計画、調査のあり方については、漁港整備による効果が十分発現しており、漁業者の効果を認識していただいていることから、これまでと同様に事業計画を算定する必要があるものと考えております。

事業評価手法の見直しについては、当事業では、水産庁による「水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン」により適切に便益費用を算出し評価していることから、事業評価手法の見直しは必要ありませんが、便益項目については、直接的な整備効果だけでなく、観光客との交流促進効果や他産業への波及効果、漁村の生活環境など周辺環境に与えた影響を評価できるような新たな手法を検討する必要があると考えます。

同種事業の内容、手法等のあり方については、アンケートでは、台風時などにおける防波堤からの越波の防止対策を求める意見があることから、公共事業で整備可能な設計波の考え方などについて漁業者へ説明し、理解を得ながら事業を実施する必要があると考えております。

次のページをお開きください。今回行った事後評価のアンケート結果になります。アンケートの対象は、下風呂漁港の主な利用者である下風呂漁業協同組合の組合員121人を対象として、回収率は約79%となっております。詳細につきましては、時間の関係から省略させていただきます。

その後の資料の5ページから7ページまでが、整備前と整備後の状況写真となっております。

ます。8ページが今回費用対効果分析の説明資料になっております。

以上で説明の方を終わらせていただきます。

(阿波委員長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今の担当課からの御説明に対しまして、委員の皆様から御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

(渡辺委員)

1つ確認させてください。

耐用年数は50年ですよ。平成18年に比べて登録漁船数が3割減少しているというのは、平成29年のことでしょうか。50年後は、どういうふうと考えて計算されているのか、そこを教えていただけたらありがたいのですが。

(漁港漁場整備課)

登録漁船の隻数につきましては、県で調査をしております港勢調査で各漁港の登録漁船を調査しております。今回、事後評価した平成29年の時点では、最新の統計が、平成26年調査の登録漁船になっております。こちらの方が133隻。計画時点の平成14年では、登録漁船が208隻ということで、過去5か年の登録漁船の推移で今後の計画の、漁船数の見込みを立てて計画をしております。

ただ、今回、事後評価時点では、現在、最新の登録漁船での隻数での評価を行っております。50年後の隻数の評価、推定の方は現在行っておりません。

(渡辺委員)

ということは、50年間のB/Cを計算する時は、船の数は変わらないという前提の計算ということでよろしいでしょうか。何かちょっと恐ろしい気もするのですが、一応、分かりました。

(阿波委員長)

その他、委員の皆様から御質問ありますでしょうか。

どうぞ、お願いします。

(丹治委員)

今の御質問と絡んでいくのですが、調書の2枚目に《参考》でB/Cが載っています。事後評価時時点で1.15となっています。裏の資料で事前評価時と再評価時の詳しい資料はあるのですが、現時点で、どのようにして、この数値が出てきたかという資料はこの資料の

中に付いておりますか。例えば、9ページ以降だと、当初計画時の再評価時の値をきっちり載せてくれているのですけれど、事後評価時点のこの根拠がどう算出されているのでしょうか。

(漁港漁場整備課)

調書の後ろの方に(別紙)として資料があり、その8ページに事業費、便益費用の算定という資料があります。これはあくまでも結果として主な項目だけの資料になっております。

(丹治委員)

分かりました。それでは、再評価時に1.65で評価されているものが、今の事後評価の時点、平成29年度は、1.15になるという理由についてお伺いします。

(漁港漁場整備課)

先ほど、説明をさせていただいたのですが、再評価時点は平成18年になります。事後評価は平成29年で便益を出させていただいておりますけれども、この中の期間、14年の計画時点の漁船数、それから現在の漁船数が落ち込んでいるということがありまして、その途中、再評価時に便益を算出した場合にも、漁船の減はございましたので、徐々に、漁船数が減ってきて、この費用対効果が下がってきているという状況になっております。

(丹治委員)

理由は、今、漁船が減少している。漁業者が減っているということの、その1点だけでいいのですか。

(漁港漁場整備課)

大きな要因は、やはり漁船の減が大きな要因となっております。

(丹治委員)

分かりました。

(阿波委員長)

どうぞ、大橋委員。

(大橋委員)

今の丹治委員との議論とも関連しますけれども、それぞれの評価が要は、評価時点のもので基準年だという話を、今、ある程度ちゃんと書かないといけないという流れだと思います。

例えば、H29-1の2/3と書かれた資料で、費用対効果分析の算定基礎となった要因

の変化の（２）でも、例えば、平成１８年度の再評価時の１時間あたり１，３７９円に対して、１時間あたり１，９７３円と、そういうものが直接比較できるような表現になっています。これも、１，３７９円と１，９７３円というのは、基準点が全く違うもので、おそらく直接比較できるものではないかと思しますので、その旨、少し考慮するような記載にするとか、そういった工夫が必要だと思しますので、御検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

（阿波委員長）

その点、何か担当課の方から御発言ありますか。

（漁港漁場整備課）

今の御意見ですけれども、こちらにつきましては、平成１８年の再評価時と今回の事後評価時、これが、いつの時点が基準になっているかというのが明記されておられませんので、今後、そちらの方も記述するような形でいきたいと思います。

（阿波委員長）

やはり、平成１８年と現在では、労務単価も変わってくると思います。多分、そういった御発言の中で、比較する上で、その辺をしっかりと明確にしておかないと、正確に評価できないのではないかという御発言だと思いますので、今後、その辺について、何か改善をすることが可能なかどうか、多分、全体を含めて関わってくるお話だと思いますので、御検討いただければありがたいと思しますので、次年度以降の調書の作成において御検討いただこう、よろしく願いいたします。

その他、委員の皆様方から御質問ありますか。よろしいでしょうか。

[②道路課事業（事後評価H29-2）の審議]

（阿波委員長）

それでは、次の事後評価の調書の説明に入ります。

H29-2について、道路課の方から説明をお願いいたします。

差し替え用の調書がございますので、その内容も含めて御説明をお願いいたします。

（道路課）

整理番号のH29-2をお願いいたします。

説明の前に資料を差し替えた箇所をお知らせいたします。事後評価調書の２ページ、「費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化及び事業効果の発現状況」、別紙の「費用対効果分析説明資料」を差し替えしております。

それでは説明に入ります。事業種別は道路改築事業、事業名は国道改築事業、国道279

号有戸北バイパスです。

事業方法は、国庫補助事業で行っており、国からの補助金が55%、県の負担が45%となっております。

事業の背景・必要性ですが、下北半島縦貫道路は、下北地方生活圏の中心都市であるむつ市と東北縦貫自動車道八戸線を結び、地域間交流の促進、下北地方の産業や観光等の発展を支援する、延長約6.8kmの地域高規格道路です。本道路の一部を構成する有戸北バイパスは、国道279号の現道隘路の解消、緊急輸送道路及び救急医療ネットワークの強化及び国家エネルギー施策を展開するむつ小川原開発地域へのアクセス向上を目的として事業を実施したものです。

主な事業内容は、全体延長6,300mの自動車専用道路で車道幅員は2車線で7m、路肩・中央分離帯を含む全幅は12mとなっております。

想定した事業効果は、金銭価値化が可能な効果として、走行時間短縮、走行費用減少、交通事故減少、冬期間の走行速度向上を計上しております。

その他の効果としては、地域間交流の促進、産業・観光分野の発展を支援、救急医療ネットワークの向上、国家エネルギープロジェクトを支援となっております。

事業の実施経過ですが、事業着手は平成12年度、用地着手は平成14年度、工事着手は平成17年度、事業完了は平成24年度で、平成24年11月13日に供用を開始しており、総事業費は約109億円となっております。

特記事項としては、平成21年度に長期継続事業により再評価を実施し、対応方針は継続、個別の附帯意見はございませんでした。

2ページを御覧ください。社会経済情勢等の変化ですが、高規格幹線道路の上北道路7.7kmが平成25年3月24日に開通しております。地域高規格道路では、下北半島縦貫道路の一部である横浜北バイパス10.4kmが平成28年度に事業化されております。下北半島縦貫道路は、先月15日に吹越バイパス5.8kmが供用開始したことで、これまでの野辺地バイパス、有戸バイパス、有戸北バイパスを含め25.3kmが供用しており、高速交通ネットワークが着実に拡大しております。

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化ですが、当期便益の算出において国と県のマニュアルでは、速度補正として冬期間は通常期の速度の70%を適用することとなっております。再評価時は、速度補正を行う区間を有戸北バイパス区間及び並行競合する国道279号現道区間のみ適用していましたが、今回の事後評価では、他の道路事業と同様に道路網全てに速度補正を適用し、交通量配分を実施しております。

続きまして、事業効果の発現状況ですが、交通量配分結果から走行時間短縮便益が166億円、走行経費減少便益が43億円、交通事故減少便益が24億円、冬期便益が114億円となります。

その他の効果として、沿線の5市町村に対しアンケート調査を実施した結果をまとめております。アンケートは、一般住民、企業関係、観光関係者、救命救急関係者の4つに分け

て実施しており、結果は、1枚めくった後からアンケート結果として綴っておりますが、主な回答内容をこのページに記載しております。

1つ目として、有戸北バイパスの事業達成度として、沿線住民の79%がこの事業が必要であったと回答しております。

2つ目として、走行快適性の向上として、沿線企業のうち95%が輸送時間の短縮が図られたと回答しております。

3つ目として、救急医療への貢献として、救急搬送時の患者負担が減少したとの回答がありました。

次に供用前後の実績ですが、中央の左のグラフには、供用前後の走行速度を比較したものです。供用後は、供用前の53.7kmから、67.9kmと26.5%上がっております。

中央右のグラフ3は、供用前後の事故率を表しており、供用後は供用前の2件から、1.3件へ減少しております。

続きまして、費用対効果分析について説明いたします。費用便益比B/Cは、再評価時の1.33から2.3へ増加しております。これは、要因の変化で御説明したとおり、冬期の速度補正と交通量配分をおこなった結果、より速度低下の少ない下北縦貫道路へ多くの車が流れることとなり、冬期便益増加したことによるものです。

別紙の16ページが費用対効果分析説明資料となっておりますが、このページに概要を記載しております。下の表ですが、総費用Cは、開通時の平成24年度から平成29年度に現在価値化し151億円となります。総便益Bは、走行時間短縮便益、走行経費減少便益、交通事故減少便益の3つの便益に冬期便益を加えた合計を総費用と同様に現在価値化したもので347億円となります。このことから、費用便益比は2.3となります。

この事業効果に関連して、12月5日の新聞記事、デーリー東北の記事ですが、下北半島縦貫道路沿線製造業従業員数が900人増え、下北地域に経済効果を生み出しつつあると報道されております。

続きまして、事業により整備された施設の管理状況は、供用開始から5年経過した現在においても、交通の支障となるような道路管理上の問題は発生しておらず、また、別紙7ページの問い5の企業アンケート結果によれば、84%の方が管理は適切に行われていると回答していることから、適切な管理状況下にあると判断しております。

事業実施による環境の変化について、環境影響への配慮の効果発現状況としては、事前に環境影響調査を実施し、専門家の意見を踏まえ、動物移動や水資源の分断回避など、周辺環境に配慮した構造としておりました。

平成20年度に実施した環境調査においては、分断回避のため設置した通路に小動物の足跡や糞があり、有効性が確認されております。

この通路は、道路下に幅4m、高さ4m程度のトンネル状のものを設置したものです。

3ページ目をお願いします。改善措置の必要性において主な改善内容は、冬期間の視程障害、インターチェンジ案内標識の充実などがありました。冬期間の視程障害については、冬

期道路状況を確認し、順次防雪柵等を設置するなど対策を講じております。インターチェンジ案内標識の充実については、対策について検討していきたいとしておりましたが、接続する吹越バイパスの供用に合わせ、インターチェンジ周辺に標識を追加設置することで対策を講じております。

再度の事後評価の必要性についてですが、有戸北バイパスとしての事業目的は達成されているものの本バイパスは現道の国道279号から内陸側へ約4kmとかなり離れた場所を通っており、現道からのアクセス性に劣るため、交通の転換が進まなかったものと考えられます。下北半島縦貫道路の整備は順調に進んでおり、先月15日に国道279号から直接乗り入れ可能となる本工区の北側に接続する吹越バイパスが供用しました。このことから、今後、かなりの交通転換が進むものと予想され、再度の事後評価を実施することとしております。

今後に向けた留意点についてですが、同種の事業の計画、調査のあり方では、想定した効果が十分に発現しているため、見直しの必要はないと考えております。

事後評価手法の見直しでは、事業の効果、環境への影響等を確認できたことから、見直しの必要はないと考えております。

同種事業の内容、手法等のあり方では、事業期間が延びた要因の1つに原野商法等に起因する県外地権者の用地買収への不同意があり、今後は、事前に用地買収の難航が予想される箇所を調査し、円滑に用地買収が進む手法を取る必要があると考えております。

このことにつきましては、下北半島縦貫道路の現在事業中の工区では既に対策を講じており、都市計画道路として、国から事業認可を受けることで速やかに土地収用の手続きを開始できる体制をとって事業を行っております。

最後に質問事項にお答えいたします。有戸北バイパスの総事業費の増減理由についてでございます。

上の方に再評価時に増減となった理由と書いてございます。1番ですが、野辺地北インターチェンジ及び県道整備再評価時13億円が増となっております。これは、再評価時には用地取得、当初はインターチェンジ部の用地買収が難航し、暫定インターチェンジとすることで計画しておりましたが、再評価時には用地取得が可能となったことから、その整備に要する費用13億円を追加しております。

2番目の盛土材の土質改良ですが、現地の土質の中に盛土に適させない土砂があることから、当初、再評価時には10億円を増額しておりましたが、実際に工事に入り土質試験を行ったところ、想定よりも多少土質改良が安く抑えられるような土質があったことから、事後評価時には3億円減となっております。

3番目の法面工の見直しですが、当初は植生マットといいまして、種子を張り付けたマットを法面に張り付けるような工法で計画しておりましたが、土質に火山灰等が多いことから、雨水や融雪などにより法面が崩れることが発生したことから、法面崩壊を防ぐため、厚層基材吹付けといいまして、現地の法面にラスを張り付け、さらにその上から種子を吹き付

けるような工法に変更しております。これらの工法の変更により、再評価時には7億円の増額としておりましたが、その後の現地の面積等の見直しにより、再評価時には1億円の減となっております。

4番目の埋文の調査費でございますが、現地の試掘した結果によりまして、埋文調査費が再評価時の6億から2億円の減となっております。

5番目は、工事請負費の受注額の差額により、事業費が3億円減となっております。

6番目でございますが、雪寒施設の配置見直しにより2億円ほど、事後評価時では減となっております。

2番目として、デフレーター及び社会的割引率の基準年についてですが、デフレーター及び社会的割引率の算定の基準年は、平成29年度としていまして、社会的割引率は4%となっております。以上で説明を終わります。

(阿波委員長)

ありがとうございます。

それでは、ただ今の道路課の説明内容につきまして、委員の皆様から御質問、コメントがあればお願いいたします。

どうぞ、丹治委員。

(丹治委員)

今の費用の件、ちょっと確認させて欲しいのですけれど、前回の評価時の後で工事した分の増額の説明ということでよろしいですね。平成24年で工事は終わっているから、それ以降は、費用は変わっていないという理解でよろしいですね。

(道路課)

はい、そのとおりでございます。

(丹治委員)

ですから、ベネフィットの方は、逆にその後も含んでいるというので、並べて書いてありますけども、ちょっと時間軸が対応していないということですよね。ベネフィットの方は、今年だか去年まで考えたものになっていて、費用の方は、工事が終わった時点であれば、費用の方は変わらないはずだけど、変わったのは、前回評価の時に工事が完了していない部分があって、その費用が変わったという理解でよろしいわけですよね。

(道路課)

はい、そのとおりです。

(丹治委員)

質問の趣旨はどういうことかという、もし、工事が終わっていたら、評価の対象はベネフィットの変化であって、B/Cはあまり意味がないですね。一杯、B/Cを書いているのですけれど、むしろ期待された便益が発現したかどうかというのが一番大事であって、だから、費用の増減が小さければ、小さいというお話で便益がちゃんと出ましたかどうかというのが大事なのかなと思ったものですから、そういう趣旨でございます。

(阿波委員長)

調書の3/3ページのところの今後に向けた留意点というところで、環境への影響等を適切に確認できたと書いてありますが、今回、改めて環境への影響等については、何か調査はされているのでしょうか。

(道路課)

平成20年度に環境調査を実施しておりまして、それ以降は行っておりませんが、小動物などの痕跡が発見されたのも平成20年度の調査で行っております。

(阿波委員長)

そうですか。それでは、今回の事後評価の中でやられたというのではなくて、平成20年度の結果をもとに影響を適切に確認できたという、記述しているということの理解でよろしいのでしょうか。

(道路課)

はい、そのとおりでございます。

(阿波委員長)

その他、委員の皆様から御質問ございますか。よろしいですか。

<質問等なし>

[③港湾空港課事業（事後評価H29-3）の審議]

(阿波委員長)

H29-3の調書につきまして、港湾空港課からお願いいたします。こちら、差替え用の調書が提出されておりますので、その内容の説明も併せてお願いいたします。

(港湾空港課)

調書に差替えがございます。2/3ページです。下段の事業効果の発現状況の一番下の特

記事項の欄のところを変更となっております。

それでは説明させていただきます。

事業種別は港湾事業、事業名は青森港新中央ふ頭整備事業になります。

事業箇所は青森市本港地区で調書下段の航空写真のとおり、アスパムの東側になります。

事業方法は国庫補助事業と県単独事業がございまして、財源負担区分は、国が38%、県が54%、青森市が8%となっております。

事業の目的については、本事業は、港湾を通じて国内外の様々な人的、経済的交流を推進し、港湾利用の高度化を図ることを目的としており、埠頭用地は、青森県地域防災計画の中で陸上交通が途絶えた場合の災害時における海上輸送拠点として位置づけられていることから、これらの機能を充足すべく、耐震強化岸壁、防波堤、埠頭用地、緑地、臨港道路を一体で整備したものでございます。

主な事業内容としましては、耐震強化岸壁マイナス10mが280m、防波堤北310m、埠頭用地33,000㎡、緑地2か所合わせて28,000㎡、道路700mであり、位置関係は右下の拡大図を御覧ください。

想定した事業効果としまして、金銭価値化が可能な効果は、震災時における緊急物資の輸送費用の削減、震災時における一般物資の輸送費用の削減、耐震強化岸壁整備による施設被害の回避、クルーズ船の寄港による効果、交流・レクリエーション機会の増加、修景機能・就労環境等の機能向上の6点でございます。

事業期間は平成4年度に事業着手し、平成24年度に完了で、総事業費は215億9,600万円となっております。

なお、平成17年度及び平成22年度に再評価の審議をいただいておりますが、いずれも委員会からの附帯意見なしで、継続の方針となっております。

続いて2ページ目をお願いいたします。社会経済情勢等の変化としましては、平成23年3月11日、東日本大震災の発生。平成28年3月26日、北海道新幹線開業。青森市の平成29年4月の人口が再評価時の平成22年4月に比べ18,463人減少。青森港のクルーズ船の入港回数が東日本大震災前に比べ増加傾向という状況でございます。

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化としましては、クルーズ船寄港による効果便益を新たに追加しております。社会情勢等の変化にも記載のとおり、クルーズ船の寄港回数が年々増加しており、平成28年度には、過去最高の21隻となったところです。

事業効果の発現状況でございますが、今年度、アンケート調査を実施し、その結果として、必要度の問いでは、「必要であった」「おおむね必要であった」の合計割合が64%となり、過半数の方が事業の必要性を認める結果でありました。

必要である理由として、クルーズ船の寄港や災害時の活用等が挙げられておりました。

達成度についての問いでは、「達成された」「おおむね達成された」の合計割合が51%となり、「あまり達成されていない」「達成されていない」の合計割合12%でありました。

達成されていない理由としましては、「大型客船等が入港できない」等が挙げられており

ました。

その他の効果の問いでは、「青森県の知名度アップ」や「大型船の寄港により観光客が増えた」、「街が活性化した」等のコメントが挙げられておりました。

事後評価時の費用便益比は1.14となりました。再評価時、平成22年の1.70から1.14に低下した要因は、総便益の減少によるものであり、その主な理由としては、「交流・レクリエーション機会」の増加便益に係るアンケート調査において、当該事業箇所への来訪者の訪問回数が平成22年の再評価時の11.2回、1年当たり11.2回から平成29年の事後評価時には、1年当たり8.0回となり、旅行費用が減少したためであります。

事業により整備された施設の管理状況としましては、アンケートの管理状況の問いで「適切でない」「あまり適切でない」の合計割合が10%であったことから、適切な管理がなされているものと判断いたします。

事業実施による環境の変化としましては、アンケートの環境変化の問いで、事業実施前から「良くなった」「やや良くなった」の合計割合が50%であり、「景観が良くなった」「綺麗になった」等のコメントが多く挙げられておりました。

続いて、調書の3ページをお願いいたします。改善措置の必要性としましては、アンケートの改善点に関する問いで、「改善点がある」の割合が30%でありました。「大型船が接岸、寄港できるようにするべき」や「イベントの開催を積極的に行うべき」等のコメントが挙げられておりました。

再度の事後評価の必要性としましては、事業効果の発現状況での説明のとおり、全体として事業目的は達成されていると判断し、再度の事後評価は必要ないと考えております。

今後に向けた留意点としましては、より多くの方に利用してもらうため、事業着手段階から地元住民及び港湾関係者への事業説明会や完成予想図の看板設置等によりPRに努め、事業への認知度を更に高めていく必要があると考えております。

最後に丹治委員からの御質問についてお答えいたします。

資料4の5ページを御覧ください。まず1点目、総事業費の増減理由についてですが、平成4年度の当初計画時及び平成17年度の再評価時には、総事業費が221億8,900万円となっております。それが、平成22年度の再々評価時には、6億1,500万円の減、率にして2.8%、平成29年の事後評価時には、2,200万円の増、率にして0.1%となっております。調書の方の10ページにあるとおり、事業内容的には変化はありませんので、この増減は精査によるものでございます。

また、質問の2点目、デフレーター及び社会的割引率の基準年につきましては、デフレーター及び社会的割引率の算定の基準年は平成29年としております。また、社会的割引率は4%としております。以上です。

(阿波委員長)

ありがとうございます。

ただ今の担当課からの御説明に対しまして、委員の皆様から御質問、コメントをお願いいたします。

(丹治委員)

今、資料4でいただいた数字と、2/3ページの平成22年の数字が違うような気がするんですけど、合っているんでしょうか。総費用の数字が、こちらは「35,281」になっているのですけれど。

(港湾空港課)

今、委員が御覧になっているのが調書の2/3ページの数字ということでよろしいですか。そちらではなくて、1ページ目の方に書かれている事業費を御覧いただければと思います。

(丹治委員)

そうすると、この「35,281」という数字はどういうふうに読んだらいいのかが分からなくなったのですけれど。

(港湾空港課)

これは、単純な事業費ではなくて、現在価値化している費用になっております。

(丹治委員)

そうすると、この「35,281」と「48,525」の差が平成23年、24年の工事の変化による増分という理解でよろしいのでしょうか。

質問の趣旨は簡単な話で、特記事項のところでは便益が書いてあるのですけれど、この数字を見る限り感度分析すれば費用の方の変化が圧倒的に大きくなってしまいますので、素直に読めないで、どう読んだらいいのかなという質問なのですが。

(港湾空港課)

すみません。社会的割引率を4%で計算しているものですから、それをどんどん基準年で評価していくと、この数字になってしまうというような状況になっています。

(丹治委員)

それは、今の御説明で分かったのですけれど。要するに、平成29年基準で評価すると、総費用の変化と総便益の変化を見ると、圧倒的に総費用の変化の方が大きく見えるのですけれど、特記事項の方は、便益の説明になっているのですけれど、これが何か対応していないような感じがしますが、これでよろしいのでしょうか。

(港湾空港課)

費用の欄のCが変わるのは、評価年が変わるので、どうしても、そうやって大きく出てしまいます。それに対して、改めて、便益に対する効果というものを分析したところを差替えました、赤字で書いてある方ですね。交流・レクリエーション機会の増加便益のアンケート調査による影響の方が大きいと判断しております。

(丹治委員)

先ほどの御質問と同じなのですが、要するにもう買ってしまったものの値段はどうにも変わらないので、費用のことを議論しても、多分、しょうがないと思うのです。

だから、この22年と29年の差が23、24の分が更新されていないから費用が変わったというのならこれでいいのですけれど、そうするとB/Cの1.7と1.14を比べることは殆ど意味がなくて、費用の変化だけで書いていただいた方がいいかなと思います。この1.14という数字を書くと、便益の変化だけで書いていただいた方がいいかなと。

1.14という数字を書くと、やっぱり費用の変化も比べていることになるので、記載としてはちょっと矛盾がするので、先ほど申しましたように、既にご買ってしまったものについて安い、高いと言ってもしょうがないわけですね。むしろ、期待便益が出ているかどうかの方がはるかに大事なので、B/Cでなくて便益中心に書いていただいた方がよろしいかなと思います。

(阿波委員長)

そうですね。あくまでもB/Cという視点ではなくて、これは事後評価なので、当初予定している事業効果が適切に得られているのかどうかという視点で書いてもらった方が、多分、より分かりやすいのではないかなというお話じゃないかなと思います。

私からも、1点あるのですが。この金銭価値化が可能な効果というところで、震災時における緊急物資の総輸送比の削減便益ともう1つは一般物資ですね。これは、どのように出てくるものなのですか。

金銭価値化可能な効果というところで、震災時における緊急物資の輸送費用と一般物資ですね、輸送費用の削減便益とありますが、これはどういう条件下で出されるものになるのですか。非常に全体条件によって大きく変わってきそうな気もするのですが。

(港湾空港課)

すみません。9ページの中ほどの便益の算定根拠のところでもよろしいですか。

(阿波委員長)

そうですね。9ページでも構いません。

(港湾空港課)

9ページ中ほどの(B)の便益算定根拠というところのB-1のところでは震災時緊急支援物資輸送便益1,600万円というふうに出しております。これは、その中の一番下の震災後1か月に必要とされる緊急物資の輸送比削減効果というものを整理して算出しております。

(阿波委員長)

震災時ですか。震災後ですか。

(港湾空港課)

震災後です。

(阿波委員長)

後ですね。これは、何か基準となるような震災のモデルというのがあるわけですか。ちょっと私、分からなかったもので確認したいと思いました。

(港湾空港課)

特にモデルといったものはないです。

(阿波委員長)

何か、一律に全国どこでも、こういう値だというものが出てくるわけですね。では、特定の青森県で将来出てくるような、想定されるような震災の事象を踏まえて出てきたというものではなくて、何か全国一律に決められた数字があって、それに基づいて便益が出てきているというふうな認識でよろしいのでしょうか。

(港湾空港課)

これは、耐震強化岸壁以外の岸壁が全て被災して使えなくなったという場合を想定し、青森県の場合として、周りの施設等を勘案して算出しております。

(阿波委員長)

岸壁が使えなくなったということですか。代替港は八戸港とするということになるわけですね。

(港湾空港課)

そうです。

(阿波委員長)

なるほど。何かちょっと分かったような、分からないような。分かりました。
その他、委員の皆様から御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

<質問等なし>

(阿波委員長)

特に委員の皆様から御質問がないということでございますので、ここで一旦質疑が終了しましたので休憩をとりたいと思います。10分休憩としたいと思います。お手元の時計で今3時かと思っておりますので、3時10分から後半の審議の方に入りたいと思います。

よろしく願いいたします。

<10分間休憩>

[事後評価結果の審議]

(阿波委員長)

続いて、ただ今、各担当事業課の方から事後評価3件の内容について御説明いただきました。最終的に県の事後評価の評価結果に対しまして、委員会として意見を付すかどうかということについて確認したいと思います。

それぞれの3件の調書の中の3分の3ページの一番最後のところに今後に向けた留意点という部分がございます、ここが県の事後評価に対する評価結果ということで、そのまま知事への意見書の中に反映される文言でございます。

この部分につきまして、委員会として修正とかコメントが必要であれば委員の皆様方から御意見を頂戴できればと思います。コメントをいただければと思います。

まずは1番目です。漁港漁場整備課の下風呂地区の水産生産基盤事業のものでございます。

2番目が道路課の方でございます、国道279号有戸北バイパスでございます。

3番目が青森港新中央ふ頭整備事業、3件の事後評価、県の評価結果に対しまして委員の皆様のお意見をお願いいたします。コメントをお願いいたします。

はい、どうぞ。

(鮎川委員)

1つ確認させていただきたいのですが。

事後評価は、事業が終わってから5年でやるものですが、その後の5年後というのは、もうないんですか。その後の評価というのはもうないのでしたでしょうか。

(事務局)

基本的に事業完了5年後にやるということでは決まっています。

(鮎川委員)

じゃ、例えば2番目は、これで事後評価が終わったので終了ということになるのでしょうか。

(阿波委員長)

2番ですね。多分、2番のものは、まだ事業が他の区間継続していると思いますので、その中で何がしらの評価は今後継続してやられるのではないかと思います。

これは下北縦貫道ですかね。まだ、現在、工事進行中ですので、その中で関連する評価というものが全体的になされていくのではないかと思います。

(事務局)

事務局でちょっと補足させてください。対象事業については、実施要項というものに事業完了後5年目の事業と書いてあるのですが、その他にもう1つ、社会経済情勢の変化等により事後評価を行う必要が生じた事業と、これは経過期間に係らず随時というような定めがありますので、必要なものがあればやることも可能というようなことになろうかと思います。

(阿波委員長)

その必要というのはどういうことでしょうか。どういう時に必要が出てくるのか、具体的な例示としては。

(事務局)

社会経済情勢の変化等というところではございますが。

(阿波委員長)

分かりました。

(道路課)

今の下北半島縦貫道路については、B/Cの手法としては、工区ごとにやって出しているんですけども、今のバイパスは、今年繋がった吹越バイパスで初めて野辺地から吹越まで1つの縦貫道路として出来上がったわけですから、全体としての効果がどうなのかというのは、我々事業者としてもそれを県民の皆様にお知らせするということが大事だと考えて

おりますので、我々の事業者として効果はこうでしたというのを検証する必要があるのではろうという考えです。

ですから、吹越バイパスが開通して、吹越バイパスが完了5年後になった時には、全体としての評価も合わせてやりたいと。工区ではなくてということです。そういう考えです。

(阿波委員長)

その他、委員の皆様方からコメントございますか。
どうぞ。

(渡辺委員)

3件通してなんですが、特に1と3が、全般的に見ると、根拠となる資料がB/Cに基づいているので、例えば、かなり再評価時から下がっているという、B/Cだけみれば。ただ、1は便益だけ見れば上がっているというところもあって、特に、次に3はB/Cがかなり下がっているけど、便益も評価時には下がっているというところもあって、だから、評価の根拠としては、このまとめ方で、本当にそれでいいのかと思います。

それで、是非、事業評価の見直しという観点からいえば、まず、B/Cを評価はしないというところはあるのですけれど、特に、例えば、再評価時の観点で道路事業であったら地域修正係数という持ち込み方。例えば、あれを3とか1に持ち込んであげれば、かなりB/Cで評価しても上がってくるので、是非、道路整備事業でやっている、あのやり方をこっちにも持ち込むという方が、北海道も今人口減少で苦しんでいますけど、多分、青森でも同じだと思うので、そこまで拡張する、今後見直すというのも1つの手かなと思うのですが。

これをやるとなれば、かなり労力がかかってしまうので、個人的な意見として、もし可能であれば考えてもいいんじゃないかと思っています。以上です。

(阿波委員長)

結局、事業効果をどういうふうに我々が見ていくかということだと思いますので、1つは、貨幣価値化できるものとできないものがあって、貨幣価値化できるものは、貨幣価値化する中で見ていこうと。多分、その中で、先ほどの地域ですね、地域修正係数とかもあるんじゃないかなと思いますけれども。当然、貨幣価値化できないものも沢山あるので、そういったものを全体、総合的にどういうふうに評価していくかということになるのではないかと思います。

これから、事後評価を継続していくにあたって、どのような評価の仕方がいいのかというのは、少し、これから状況を見ながら、担当課とも相談しながら決めていくということが必要になると思います。なかなか、ちょっとここでは、そういう方向でいくということは、出しづらいとは思いますが、もう少し全体的な総合的に、どういうふうな評価が望まれるのか、少し議論が必要じゃないかなと思いますので、その辺は、少し、時間をおいて検討し

ていった方がいいのではないかと感じています。

当然、そういう課題はあるので、多分、皆さんが認識される中でこの調書も作られていると思います。今、その中で1つの指針、ガイドラインに沿ってこれをやってきています。それを青森県として、次、どういうふうな事後評価の仕方があって、今後、どういうふうに改善していかなきゃいけないか、少し段階を置きながら、もう少し状況を見ながら判断していけばいいのではないかと感じています。

もし、この辺に関して、県の方から何か今後の事後評価として少しこういうふうな工夫とか改善の方向性があるのではないかとというのがあれば、お話いただきたいと思うのですが。

もし、無ければ、すぐにも決められないお話かと思っていますので、今後、そういった認識のもとに、そういった課題があるということを皆さん共通認識のもとに進めて、まずはいけるといいのかなと思っています。

(事務局)

いろいろな評価の手法の仕方については、これまでもいろいろな別途の場で議論、検討して、こういった今の手法を作り上げてきているものなのですが、今回、そういった御意見もあったといったようなことも受け止め、それが、直ちにすぐ変えられるものなのか、また検討しながら少し時間をかける必要があるのか。そういったことも、事務局としても受け止めさせてはいただきたいと思っています。

(阿波委員長)

私もこの場で決められない話だと思いますので、そういった課題があるということを認識のもとに、それぞれ御判断いただくということになるのではないかと感じています。

それと、やはり、これから非常に人口が減っていく状況にもあるので、そういった中で、こういったインフラ、公共事業の評価というものをどういうふうになされるべきかというのはあるだろうと常々考えておりますので、そういった中で、本当に貨幣価値化できるものできないもの、それをどういうふうに我々は見ていくか、総合的に判断していくかということになるのではないかと感じています。その辺、委員の皆様方も御承知おき、情報共有しながら、今後こういった事業の評価に関わっていければいいのではないかなと感じております。

その他、よろしいですか。

<意見等なし>

(阿波委員長)

そういった課題を今日は共有させていただいたということで、それでは、この本日の対象となっております、事後評価の3件につきましては、委員会としては、特にコメントは付け

ないということで対応させていただきたいというふうに思います。

《（４）事後評価に関する意見書とりまとめ》

（阿波委員長）

続いて議事の４になります。先ほど、御議論いただきました事後評価に関する意見書のとりまとめでございまして、資料５をお開きください。

表紙が意見書と書いてございまして、知事に提出する鑑になります。

めくっていただきまして２ページ目が目次でございまして。続いて意見書になりまして、１ページ、２ページと、先ほどの意見書の県の対応方針、事後評価の結果について、その概要が示されております。

先ほど、委員会としてのコメントは付けないということとさせていただきますので、そのように進めさせていただきたいと思っております。

めくっていただきますと、最後に委員会の名簿と先ほどの再評価と同様に審議の経過が記載されております。この意見書のとおりでよろしいでしょうか。

それでは、「県の評価結果について異論がない」ということを記載させていただきます、知事の方に提出させていただきます。

再評価の意見書と同様に、この事後評価につきましても、後ほど、最終の形を意見書としてまとめたものを再度確認していただいた上で準備が整い次第、私と委員長職務代理者でございまして大橋委員と２人で知事に提出させていただきます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

どうもありがとうございました。

《（５）平成３０年度事後評価対象事業の選定》

（阿波委員長）

それでは、最後の議事になります。議事の（５）平成３０年度事後評価対象事業の選定に入ります。まず、選定の考え方について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

それでは、説明させていただきます。まずは、平成２５年度完了事業一覧をご覧ください。

平成２５年度の完了事業は、これに記載されている６０事業となります。これは、１ページから１０ページまであるわけですが、６０事業となっております。

この資料の右肩部分に記載しておりますが、選定基準に合致するという部分が濃い青で色塗りされているところがございます。

なお、選定基準の１つでございまして「再評価の時に附帯意見が付された箇所」は、全て対象となっております。８ページにある４５番の事業が再評価時に附帯意見が付されております。その附帯意見につきましても、区分として附帯意見内容等というところに色塗りで書

かれてあるような附帯意見が付されているということで、これは選定基準に該当するということとなります。

それ以外の選定基準といたしましては、①として「再評価を実施したもの」。②として「事業費や事業期間について、計画と実績の差が大きいもの」。③として、「その他の理由があるもの」。その他とは、例えば、「事業費が大きく同種事業のモデルとなるような事業」など、ということが選定基準となります。

「青森県公共事業再評価等実施細目」の規定により、今、お話したような選定基準によって、該当事業が多くある場合は、各課2事業までというような整理をさせていただいておりますので、各課が最終的に選定候補としたものは、薄い青色で着色している事業でございます。

これが10件あるわけですが、それを整理させていただいたのが、「H30年度選定候補一覧」という資料でございます。

そして、更に次に、それぞれの事業の個別調書「事後評価選定候補調書」というのが今、お話した10件の事業について、それぞれ調書として添付しています。

ここでまた、再度恐縮なのですが、調書の差替えがございます。

まず、2ページのH29-18という事業につきまして、差替え書類を皆様にお配りさせていただいておりますので、併せて差替えをしていただければと思います。

次が3ページのH29-21というところも差替えになっております。なお、差替えた、変更した箇所については、赤で書いてある部分でございますので、例えば、今の調書であれば、管理主体を「むつ市」と記載しておりましたが、「大畑土地改良区」に修正です。

そして、もう1つ差替えがあり、8ページのH29-45です。変更点は、主な事業内容のところの道路の幅員のところが変わっているというようなところです。括弧の中が「9.0」から「11.5」になっているというところと、それに伴いまして、下の図の方の幅員を示す図が変更になっております。

それぞれの調書の中身につきましては、担当課からの御説明になりますので、よろしく願いいたします。

(阿波委員長)

それでは、担当課から順番に説明をお願いします。

丹治委員からの御質問もございましたので、併せて回答をお願いいたします。

(林政課)

当課所管の候補地2箇所について説明いたします。

選定候補調書の1ページを御覧ください。整理番号7番です。

事業種別は治山事業です。事業名は地すべり防止事業、箇所名は新郷村の菅場地区です。事業主体及び管理主体は青森県です。事業方法は、国庫補助事業です。財源、負担区分は国

が50%、県が50%となっています。

事業の背景・必要性は、当該地区は湧水箇所と湿地が多数散在する典型的な地すべり地形を呈しております。この地区で、地すべりや土砂災害が発生したことから、昭和48年に地すべり防止区域に指定し、同年から昭和51年まで地すべり防止事業により整備してきたところです。

しかし、平成14年に地すべり防止区域の隣接地において、新たに地すべりや土砂災害が発生し、国道等に被害が生じたことから、隣接地を地すべり防止区域に追加指定し事業を再開したものです。

なお、新郷村及び地元住民からは、地すべり防止対策の早期実施について強い要望が出されてきました。

主な事業内容は、集水井工が11基、集排水ボーリング工が約15,000m、治山ダム工が4個などとなっています。

想定した事業効果は、金銭価値化が可能な効果として、地すべり防止施設整備によってもたらされる土砂流出量の減少により得られた山地保全の効果です。

事業の実施経過は、事業着手及び工事着手が平成14年度、事業完了が平成25年度です。

公共事業評価の実施時期は、事前評価を平成13年度に実施しており、当初計画は、平成14年度から平成20年度までの実施期間で総事業費10億4,100万円となっています。

再評価は、平成24年度に実施しており、対応方針は継続とされています。

最終実績は事業期間が平成25年度まで、最終総事業費が10億3,400万円となっています。

計画変更の実施時期ですけれども、地すべり対策工事の効果判定結果等に基づき、事業量の見直しにより事業期間を延長するなどの理由から、平成18年度に1回実施し、事業期間を平成25年度までとしています。

続きまして、選定候補調書の2ページ目を御覧ください。整理番号18番です。

事業種別は林道事業です。事業名はフォレストコミュニティ総合整備事業、箇所名は黒石市の上十川大川原線です。事業主体は青森県です。管理主体が、差し替え前が青森県となっていたのですが、黒石市が管理主体となっています。事業方法は国庫補助事業です。

財源・負担区分は、国が50%、県が36.7%、地元黒石市が11.04%、その他とありますけれども、これは国有林がありますので、東北森林管理局が2.26%の負担区分となっています。

事業の背景・必要性についてですが、当該地区における利用区域内の立木蓄積は、約16万m³と高い値を示していますが、この利用区域内には、既設林道が1路線しかなく、森林整備のための機械化や効率化が進んでいない状況にありました。

この地区は、将来的にスギ材の供給拠点となり得る地域であり、適正な森林施業を実施するうえで、近隣の国道と市道を連絡する骨格的な林道の開設を必要としていました。

主な事業内容は、林道開設約8.1kmとなっています。

想定した事業効果は、金銭価値化が可能な効果として、山村地域の定住促進や生活環境の改善推進の効果です。

事業の実施経過は、事業着手及び工事着手が平成6年度、事業完了が平成25年度です。

公共事業評価の実施時期は、当初計画は、平成6年度から平成15年度までの実施期間で、総事業費10億円となっています。

再評価は、平成15年度と平成20年度の2回実施しており、対応方針はいずれも継続とされています。

最終実績は、事業期間が平成25年度までで、最終総事業費が16億5,400万円となっています。

計画変更の実施時期は、路線全体について地形・地質・用地に伴う線形、工法の見直し、並びに事業コスト縮減の検討により、事業期間の延長や事業費を増減するなどの理由から、平成10年度に第1回目の変更、平成14年度に第2回目の変更、平成21年度に第3回目の変更を実施しています。以上で林政課の説明を終わります。

(農村整備課)

3ページを御覧ください。整理番号H29-21番でございます。

事業種別は農業農村整備事業、事業名は農業水利施設魚道整備促進事業です。箇所名等は、むつ市の大畑地区です。事業主体は青森県、管理主体は差替えてむつ市から大畑土地改良区としてございます。事業方法は交付金です。財源・負担区分は、国が50%、県が50%となっています。

次に事業の背景・必要性ですが、近年、大畑頭首工上流部の魚影が薄くなっている状況にあることから、魚類の遡上障害となっている構造の改善や魚道入り口部分の土砂を撤去することにより、魚類が円滑に遡上できるようにすることを目的として本事業を実施いたしました。

主な事業内容ですが、大畑川河口から約7km上流に設置されておりました大畑頭首工の既設魚道を改修したものでございます。

想定した効果としては、金銭価値化が可能な効果は算定してございませんが、その他の効果として、魚類の移動経路が確保され、河川環境及び生態系が保全される効果を見てございます。

事業の実施経過については、事業着手が平成22年度、工事完了は平成25年度となっています。

事業の最終実績は、総事業費8,500万円となっており、当初計画の総事業費より2,100万円増額となっております。事業費増となった要因は、魚類の遡上調査の結果から、小型の魚類も遡上可能な全面魚道を新たに追加したことによるものです。

事業完成時の状況は、事業概要図に添付した写真のとおりでございます。魚類の遡上状況

についてですが、整備前は比較的大型の魚類は遡上できていました。事業完了後の平成27年度に実施した採捕調査の結果によりますと、アユなどの小型魚類の遡上も確認されています。また、漁協からは、整備前に比べ魚類の遡上数が増えているということも聞いており、事業効果は十分発現されているものと考えてございます。

次に丹治委員からの御質問についてですが、本頭首工の下流部について、移動障害箇所の確認は、県では行っておりませんが、地元の大畑町漁業協同組合に確認したところ、河口から大畑頭首工までの区間で遡上に支障がある箇所はないというふうに聞いております。

また、本頭首工の上流の砂防ダムについても、それぞれ魚道が整備されており、下流から上流まで魚類が遡上できる環境が整備されてございます。以上で説明を終わらせていただきます。

(農村整備課)

4ページを御覧ください。整理番号26番です。

事業種別は農業農村整備事業、事業名は一般農道整備事業、箇所名は蓬田村の高根地区です。事業主体は青森県、管理主体は蓬田村となっています。事業方法は、着手時が国庫補助事業で途中から交付金事業となっています。財源・負担区分は、どちらの事業も国が50%、県が50%となっております。

次に事業の背景・必要性ですが、本路線は、蓬田村の北部に位置しまして、国道280号と高根集落を結ぶ農道で、車道幅員が4m以下であり、農耕車両の大型化に伴う車両のすれ違いなど、通作や農産物輸送に大きな支障をきたしていたほか、路面の劣化が著しいことから、車道幅員5mに拡幅改良工事を実施したものです。

主な事業内容としましては、道路工1,840m、車道幅員5m、路肩を含め全幅6mとなっています。

想定した事業効果は、1つ目として、走行経費節減効果。2つ目は維持管理費節減効果。3つ目が一般交通等経費節減効果となっています。

事業の実施経過ですが、事業着手時が平成21年度で、工事着手が平成22年度、事業完了が平成25年度となっています。当初計画時は、平成21年度から26年度の実施予定で、総事業費2億9,000万円でしたが、終点側の一部区間が既設利用可能となったことなどにより、事業量、事業費の減によりまして計画変更を行っています。

このため、工事期間は1年短縮され、総事業費も1億8,400万円となっています。

事業概要につきましては、添付図のとおりでございまして、以上で説明を終わらせていただきます。

(漁港漁場整備課)

5ページをお開きください。整理番号40番です。

事業種別は漁港海岸事業です。事業名は海岸保全施設整備事業、高潮対策事業です。

箇所は鯨ヶ沢漁港です。事業主体、管理主体は県で、事業方法は交付金です。財源・負担区分は国が50%、県が50%です。

事業の背景・必要性ですが、鯨ヶ沢漁港海岸は日本海に面した鯨ヶ沢町に位置し、海岸背後の国道101号沿いには人家が密集しているほか、はまなす公園、日本海拠点館などの公共施設が立地する地域ではありますが、度重なる波浪などにより、既設の護岸などから背後の人家に越波浸水による被害などが発生している状況であったため、このことから、既設の護岸及び離岸堤を改良し、越波浸水被害の防止を図ることを目的としました。

主な事業内容は、護岸改良1,080m、潜堤430mです。

想定した事業効果は、浸水防護効果として、護岸の改良及び潜堤の整備に伴い、高潮に伴う想定浸水地域の一般資産、家屋、事業所、農漁家、申し訳ありませんけれども、その次に「資等」とありますけれども、この「資」の削除の方をお願いしたいと思っております。申し訳ございません。

他に公共土木施設、公益事業等の被害が軽減される効果です。事業の実施経過は、事業着手が平成13年度、事業完了が平成25年度です。この間、平成19年度に東側工区の越波浸水被害の防止を図るため、潜堤430mを追加する計画変更を行っております。実績事業費が20億2,000万円となりました。

特記事項として、平成22年度に再評価を実施しておりますが、それぞれ対応方針は継続とされ、附帯意見は付されていません。鯨ヶ沢漁港の説明は以上となります。

次のページを御覧ください。6ページになります。整理番号42番です。

事業種別は水産基盤整備事業、事業名は漁港施設機能強化事業、箇所は檜川地区です。事業主体、管理主体は県で、事業方法は国庫補助事業です。財源・負担区分は国が50%、県が40%、市が10%になっています。

事業の背景・必要性ですが、本地区は低気圧などの来襲時において南防波堤などの越波により港内の静穏度が悪く、漁船同士の接触や用地への浸水による漁具の流出の被害が発生している状況となっていました。この状況を改善するため、外郭施設の嵩上げ改良を行い、安全で効率的な水産物供給体制の構築を図ること。また、災害発生時に生産拠点として機能を確保するため、主要な陸揚げ岸壁などの地震・津波に対して安全性の検証を行い、被災時の水産物供給基盤の機能の維持を図ることを目的としました。

主な事業内容は、南防波堤122.2m、第2南防波堤130.2m、護岸12.8mです。

想定した事業効果は、水産物生産コストの削減効果として、防波堤などの整備に伴い、漁船の避難のための移動作業や漁具の片づけ作業などが解消されることによる労働時間の短縮のほか、漁業就労者の労働環境改善効果として、港内静穏度が向上することにより、陸揚げ作業などの漁業活動の安全性が向上する効果となっています。

事業の実施経過は、事業着手が平成24年度、事業完了が平成25年度です。この間、平成25年度に主要な陸揚げ岸壁の耐震・対津波強化に係る施設の機能診断を追加する計画

変更を行っています。実績・事業費が3億3,600万円となっています。

総事業費は、施設の断面検討におけるコスト縮減などにより、実績事業費は計画事業費に対して1億8,400万、35%の減額となっております。特記事項はございません。

檜川の説明は以上となります。

(道路課)

道路課です。2件について説明させていただきます。座って説明いたします。

選定候補調書の7ページ、整理番号がH29-44、八戸環状線糠塚工区について御説明します。

事業の背景といたしましては、主要地方道八戸環状線は、八戸市市川町を起点とし、東北縦貫自動車道八戸線、八戸北インターチェンジ及び八戸インターチェンジを經由し、重要港湾八戸港に至る幹線道路で、各種交通結節点を連結し、物流を支えるとともに、津波災害時の避難路となる重要な八戸市の外環状道路となっています。当路線の糠塚工区は、八戸インターチェンジから第三次医療施設に指定されている八戸市立市民病院へのアクセスを向上させるとともに、八戸市中心部の通過交通を減少させ、道路利用者の利便性を向上させることを目的としてバイパス整備を実施したものです。

主な事業内容は、全体延長約1.95kmの4車線の道路で、車道幅員は13m、幅3.5mの歩道を両側に設置しており、路肩や中央分離帯を含む全幅で24mとなっております。

想定した事業効果は、金銭価値化が可能な効果として、走行時間短縮、走行費用減少、交通事故減少を計上しております。

その他の効果として、地域間交流の促進、産業・観光分野の発展を支援、防災機能の強化などとなっております。

事業の実施経過ですが、事業着手は平成8年度、事業完了は平成25年度で、平成26年3月に供用開始しており、総事業費は約98億円となっております。総事業費が増加した理由としては、現地調査の結果、発生土の土質改良が必要となったため、安定処理を行って盛土したこと、また、法面工において湧水対策を実施したことなどによるものです。

特記事項としまして、平成17年と平成22年度に再評価を実施しておりますが、対応方針はいずれも継続、個別の附帯意見はございませんでした。

続きまして、8ページの整理番号H29-45、むつ尻屋崎線岩屋工区について御説明します。

事業の背景といたしまして、主要地方道むつ尻屋崎線は、下北地方の中心都市であるむつ市を起点として、下北郡東通村尻屋崎へ至る幹線道路となっております。当路線の東通村岩屋地区は、車道幅員が狭小であり、大型車の通行も多いことから、すれ違いが困難な状態がありました。また、歩道が設置されていなかったことから、冬期間は、除雪による堆雪で歩行者空間の確保も困難であり、安全な通行に支障をきたしておりました。このことから、当地域における道路交通の安全性の向上、さらには下北半島国定公園に指定されている尻屋

崎や避難港としての役割を担う尻屋岬港へのアクセス向上により、地域の観光や経済活性化に寄与することを目的としてバイパス整備を実施したものです。

主な事業内容は、全体延長約4kmの2車線の道路で、車道幅員は6m、片側に2.5mの歩道を設置しており、路肩を含む全幅で11.5mとなっております。

想定した事業効果は、金銭価値化が可能な効果として、走行時間短縮、走行費用減少、交通事故減少を計上しております。

その他の効果として、地域間交流の促進、産業・観光分野の発展を支援、歩行者の安全確保などとなっております。

事業の実施経過ですが、平成5年度に事業着手し、平成25年度に事業完了しております。

平成25年7月に供用開始しており、総事業費は約40億円となっております。総事業費が、事前評価時の42億円から約40億円へ減少したことは、いただいた附帯意見を踏まえ、歩道幅員を3.5mから2.5mへ縮小する見直しを行ったことなどによるものです。

特記事項としまして、平成16年度、平成21年度に再評価を実施しており、対応方針は継続の評価でしたが、平成16年度に個別の附帯意見をいただいております。

附帯意見の内容といたしましては、1点目として、今後の整備にあたっては、自然環境・景観、漁業資源に悪影響が出ないよう環境に配慮した施工方法を取ること。

2点目として、本事業の完了が平成30年度となっており、便益の発現が遅くなることが見込まれることから、地域の交通安全を確保するためにも、例えば、事業の年次計画を見直しし、暫定供用するなど、効果の早期発現の可能性を検討することの2点が挙げられました。

この2点への対応といたしましては、1つ目として、自然環境へ配慮するため、植生地を改変した箇所へ肥料入りの植生ネットを採用するなどして、早期の植生復元を図りました。

景観へ配慮するため、ガードレール、転落防止柵などへ茶色の部材を採用しました。

漁業資源への悪影響防止としては、橋梁工施工の際、濁水の流出を防止するため、鋼矢板による締め切りを行うなどの対応を取りました。

2つ目ですが、総事業費の減少で説明したとおり、歩道幅員の見直しを行い工事費を縮減することにより、完成供用年次を前倒しいたしました。説明は以上です。

(河川砂防課)

選定候補調書の7ページ、整理番号47番です。

事業種別は河川事業、事業名は河川改良事業、箇所名等は中泊町の薄市川という河川において河川改修を行ってきました。事業主体、青森県、管理主体も青森県となっております。事業方法ですが、この河川は局所的で事業費が少ないことから、補助事業、交付金の要件に合わず、県単独事業で整備を進めてきた河川でございますので、負担区分も県が100%となっております。

事業の背景・必要性ですけれども、平成14年8月にこの沿線で浸水被害が発生しております。これを契機に河川の改良工事を行い、当該区間及び下流市街地の人家及び田畑を洪水被

害から守ることを目的としてございます。

事業の内容ですけれども、下の平面図及び横断面図を御覧ください。平面図の右から左に向かって河川が流れております。横断面図ですけれども、河川の上流から見た断面図となっております、右岸側の緑の部分に築堤を施し、更に河川の中を掘削する事業でございます、数字が見えなくて恐縮ですけれども、川幅が18.7mから24.3mに広がる事業。これによって、概ね10年に1度発生する洪水に対応する計画となっております。調書の中ほどに戻っていただきまして、想定した事業効果、金銭価値化が可能な効果として、算定していないとありますけれども、若干補足しますと、一般的な河川事業の場合、浸水防護効果が金銭価値化されるわけですが、このように災害防止を目的とした緊急的に行う県単事業の場合、B/Cを算定していないというのが実態でございます、この薄市川については算定していないという趣旨でございます。

その下段、事業期間、当初は平成16年から平成19年、2億5,000万円の事業費で行う予定でしたが、その右の方、平成16年から平成25年まで、総事業費が1億9,600万円で事業を完成してございます。この理由につきましては、用地が難航したことにより、途中、2年間の休止期間を挟んだこと及び用地の難航を踏まえ計画を修正したことにより、合計6年の事業期間を延長しております。河川砂防課からは以上です。

(港湾空港課)

港湾空港課です。10ページの整理番号60番の事業について説明させていただきます。

事業種別は港湾事業、事業名は大湊港海岸浸食事業です。事業箇所はむつ市の大湊地区になります。事業主体、管理主体ともに青森県です。事業方法は国庫補助事業で、補助率が50%となっております。

事業の背景・必要性としましては、既設護岸は昭和40年代に建設されたものであり、経年劣化や長年の波浪等によってひび割れや基礎部分の洗掘が顕著に発生していたことから、海岸保全機能の回復を図るため、護岸の改良事業に着手したものでございます。

主な事業内容としては護岸の改良で、事業延長は900mとなっております。

下の図面を御覧いただきたいのですが、標準断面図の一番右側の黒いところ、ここが古い護岸となっております。これが老朽化しておりましたので、左側の方に赤く塗っておりますけれども護岸を整備したものです。

想定した事業効果としましては、金銭価値化が可能な効果は、浸水防護効果、その他の効果は親水性の向上と海域生態系の復元でございます。

事業期間は平成12年度に事業着手し、平成25年度に完了しております。総事業費につきましては、当初、21億円としておりましたが、最終実績としては15億7,700万円となっております。この事業費が減少している理由につきましては、この事業箇所の背後には、幅3m程度の市道しかありませんでしたので、当初は資材の捨て石の運搬は海上運搬を計画しておりましたが、その後、施工済みの捨て石の上に敷き鉄板を設置することで、

陸上の運搬が可能となりましたので、これによって約25%の全体事業費の縮減となっております。

なお、平成21年度に再評価の審議をいただいておりますが、附帯意見なしで継続の方針となっております。調書の説明は以上となります。

(阿波委員長)

ありがとうございました。

ただ今、担当課の方から10件の候補の事業について御説明いただきました。

この中から、次年度の事後評価の対象事業といたしまして、3件程度選定していきたいと思っております。選定にあたりまして、担当課、事業、ある特定の部局に集中しないように、ある程度、全体的なバランスにも配慮しながら決めていきたいと思っております。

ただ今の担当課からの御説明に対しまして御質問がありましたらお願いいたします。

なお、施設の利用状況、管理状況、環境への影響などに関しましては、これから対象事業として選定された後に、より詳細な調査、分析を行うこととなりますので、現段階では、必ずしもお答えできないといった内容のものもあるかと思っておりますので、予め御了承いただければと思います。それでは、御質問お願いいたします。

いかがでしょうか。どうぞ、お願いします。

(丹治委員)

個別の地区ではなくて、全体のフレームを確認させて欲しいのですが。

私の方の最初の質問で、この評価の目的は事業費の抑制にあるのではないのですか、という御質問をしたのですが、そうではありませんというお返事をいただいておりますが、抽出基準は事業費が3割以上動いたというスタンダードを入れちゃうと、実際は、事業費の変動というのが、選定の大きな基準になってしまい、何か矛盾するような気がします。

もうそれであれば、ランダムにやるか、ある程度、事業費の大きさ順とかでやった方がクリアなような気もします。

先ほど、一番最初の質問に対するお答えは、事業費の評価ではありませんというお答えだったのですが、その辺の整合性はどうか考えたらいいのでしょうか。

(阿波委員長)

それだけではないというご判断ですよね。必ずしも、その事業費だけではなくて、その効果ですよね。施設の整備によってどんな効果が得られたのかということと、環境等々への影響ですね。そういったものも含めて事業の評価対象事業を選定していきたいという趣旨でよろしいわけですよね。

(事務局)

それと併せて、事業費として削減していますけども、当初の計画で実際やっているものの違いや、これで良かったのかなど、そういった部分も含めて評価するというようにしています。

(阿波委員長)

そうですね。変動の要因というのも整備しておくことは、1つの指標としてはあっていいかなと思いますので、必ずしも、そこだけで決まるものでもないということになると思います。

(丹治委員)

もう1点は、先ほどの評価も地区ごとの○×みたいになるのですが、多分、落第させることは非常に難しいということになると思うので、飛行機事故なんかの場合は、事故があっても責任は問わないと。それで、どうしたらいいかというレポートを書けということになっているので、やっぱり地区ごとにどうこうというより、今後、こういう改善をした方がいいですよというレポートを求められる方が筋かなという気もするのですが、地区を選んでいただくのはいいのですが、地区の審議じゃなくて、もうちょっと共通的に、こういう配慮をして欲しいという審査結果を求められる方が筋かなという気もするのですが、その辺はどうでしょうか。

(阿波委員長)

事業種ですよ、事業種が多分大きな要素になるのではないかなというふうに私は思っていたのですが。

(丹治委員)

そうしますと、今年の3地区とかぶらない事業の方が、多分よろしいということになるわけですね。

(阿波委員長)

そうですね、おっしゃるとおりだと思います。
どうぞ、お願いします。

(鮎川委員)

10ページの大湊港海岸浸食事業のところの想定した事業効果のところでは質問がございます。

その他の効果として、海域生態系の復元が想定されているということでしたけども、工事を始める前の段階で海域の生態系の調査というのはされているものなのではないでしょうか。

(港湾空港課)

調査自体、している、していないが、今、お答えすることができないのですけれども、この事業を始めるにあたりまして、平成11年に海岸法が改正されまして、海岸環境の整備とか保全、公衆の海岸の適正な利用という項目が追加になっております。それを受けまして、防護などに加えて、環境利用の調和のとれた海岸の形成を推進することとしており、この箇所においては、国の天然記念物で絶滅危惧種にも指定されているコクガンの飛来地となっていること。あと、水産のナマコですね。ナマコの生息地となっていることが確認されておりましたので、こういったことに配慮して、こういった関係の構造というものを採用しております。

(阿波委員長)

よろしいですか。

(鮎川委員)

過去のデータがないとすると、生態系の質が良くなったかどうかという評価はできないと思いますので、もし、これが選ばれるのであれば、当初想定していたコクガン、ナマコの量、生息数が変わったのかどうかというような評価になってしまうと思うので、その辺は、環境アセス法などの業者を使って、きちんと評価したらいいのではないかなというふうに思います。

(阿波委員長)

これ、10ページ目ですね。この大湊港の海岸浸食事業ですね。

もし、選定されれば、そういった調査も含まれてくるのではないかと思いますけれども。

(鮎川委員)

質問の意図としては、事業を開始する前の環境調査をやっていないのであれば、比較ができないだろうという意見でございました。

(丹治委員)

関連するのですが、道路の場合は、道路交通センサスを年に1回やっているのですが、ビフォー、アフターのデータはあると思いますけれども、環境だけじゃなくて、他の事業についても、計画時の便益はあるかもしれませんが、ビフォーのデータが必ずしも揃っていない事業もあるような気がするのですが、トータルとして、ベネフィットが幾らというよりも、ベネフィットの中身を審議するのであれば、鮎川委員がいわれたとおり、環境だけじゃなくて、他のものについてもできるだけ事前のデータがあるものを選んでいただけるとありが

たいなと思います。

(阿波委員長)

それでは、選定に入ります。選定候補の一覧がありますので、まずそちらの方をお開きいただければと思います。

選定候補の一覧に10の事業があります。まず、再評価時に附帯意見が付された事業ということで、アとして道路課の道路改築事業 むつ尻屋崎線が対象となっております。

こちらの方は、附帯意見の内容から見ますと、これから事後評価をやる必要がある事業種ではないかなというふうに思っております。

続いてイですね。再評価時附帯意見が付された事業以外の事業ということで、9つの事業が候補として挙がっておりますが、この中から2件程度選定をしていきたいと思いたすのが、委員の皆様方から、是非、この事業でやったらどうかといったような御提案がございましたらお願いいたします。

(鮎川委員)

整理番号18番、2ページのフォレストコミュニティ総合整備事業の事後評価をしたら良いのではないかと思います。

その理由としましては、今日、何回か言葉が出てきた人口減少ということに対して、山村地域の定住促進というのを当初想定されていたと。あとは、年数もかなり延びていますし、その間に林業、木材の価格等も変化していると思いたすので、事業費も大きいということから、これを是非評価していただきたいと思いたす。

(阿波委員長)

ありがとうございます。その他、委員の皆様方から選定の御提案ございましたらお願いいたします。今、道路課と林政課が候補として出てきておりますので、その他の事業種の中で候補があれば提案をお願いいたします。

(大橋委員)

当初、想定した便益など費用の中身同士が比較できるようなものだと思います。

例えば、新規に金銭的な価値化が可能になったものがもしあれば、そういったものを優先して選定できればいいと思いたす。

(阿波委員長)

それと、今後、やはり同種の事業があるようなもので、何かこの結果を反映できるような事業種のものがあればいいのかなと思いたす。

河川とか、結構比較的やりやすい事業かなと思ったりもするのですけれど。

これからも河川改修って非常に重要な事業でもあるかと思imasuので。

(渡辺委員)

鮎川委員がおっしゃったように、18番が必須かなと思imasu。

あまり金額の安いやつもあれですし、かといつても、どれがいいのかちょっとあれですが、ちょっと見たところで40番でしょうか。

(阿波委員長)

40番ですか。

(渡辺委員)

はい。1回、計画変更にもなつていますし、計画変更からかなり金額も上がつておりますし。漁港関係ですね。

(阿波委員長)

今年、漁港は1件やっていますね。多分、同じような感じになってしまうのではないかと思ふのですよね。同じように2年続けてやるようなイメージかなと、私は思つていたのですよね。

(渡辺委員)

なるほど、分かりました。それでは、やめましょうか。

(阿波委員長)

でも、40番は漁港というよりは海岸保全事業ですね。想定した事業・効果としては、浸水ですね、防護効果ということですので、今年の漁港よりは評価は、よりしやすいと思われまふ。

(丹治委員)

今、話題になつている40番って、堤防、どのくらい上げていますか、高さ。それが大きければ効果が大きいような気もするのですけれど。

(漁港漁場整備課)

既設の護岸から、1m天端の方を上げております。

(丹治委員)

そのぐらい上げていれば、多分、高潮とかでは効果が出るから、やりやすいかなという気

はしますけども。私は、これに一応賛成します。

(阿波委員長)

40番ですか。

(丹治委員)

これは、今年度の事業と同じという話がありますけども、防災もあるから候補になると思っています。

(阿波委員長)

多分、今年度、漁港整備でしたので、今回は海岸保全事業という、事業種は変わってきますので、それは候補としてよろしいのではないかと思います。

(丹治委員)

やっぱり事業費とか工事の変更があまり小さいと、計算するのが難しいかなと思いで。

(阿波委員長)

分かりました。ありがとうございます。

一応3件ですね。再評価時に附帯意見が付いたものとして45番、それと鮎川委員の方から御提案がございました18番の林政課のもので。それと渡辺委員、丹治委員から御提案がございました40番ですね。漁港漁場整備課の海岸保全事業ということで、3件候補として挙がりましたがいかがでしょうか。その他、特に、これを評価してはどうかという御提案があればお願いいたします。

<意見等なし>

(阿波委員長)

よろしいですか。

それでは、特に追加での御発言がないようでございますので、来年度の事後評価の対象事業について、もう一度確認します。

1つめが、整理番号45番の道路課の道路改築事業。

2つめが、整理番号18番の林政課のフォレストコミュニティ総合整備事業。

3つめが、整理番号40番の漁港漁場整備課の海岸保全施設整備事業

この3件で決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<意見等なし>

(阿波委員長)

ありがとうございます。それでは、そのように決定します。

【3 その他】

(阿波委員長)

以上で本日予定しておりました審議事項は終わりました。

ここで事務局の方に進行をお返しします。よろしく申し上げます。

(事務局)

本日の配付資料及び議事録につきましては、事務局である企画調整課の方で縦覧に供するとともに、県のホームページにおいて公表いたしますので、よろしく願いいたします。

【4 閉会】

(司会)

閉会にあたりまして、山谷企画政策部次長から挨拶がございます。

(山谷次長)

本日は、再評価及び事後評価に関する御意見をとりまとめいただきまして誠にありがとうございます。またお忙しい中、阿波委員長はじめ委員の皆様には熱心に御議論をいただき、御検討を進めていただきましたことに重ねて厚く御礼を申し上げるところでございます。

委員の皆様から頂戴いたしました御意見を十分に踏まえながら、関係部局が連携して適切かつ効率的に公共事業を執行して参りますので、今後とも、一層の御指導をお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

(司会)

皆様、お疲れ様でございました。これをもちまして本委員会を閉会いたします。